

令和8年度福井県観光アカデミー企画・募集・運營業務委託について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公告する。

令和8年4月3日

公益社団法人福井県観光連盟 会長 山田義彦

## 1 目的

北陸新幹線福井・敦賀開業により首都圏等からのアクセス向上を契機として、京都・金沢などの主要観光地を訪れる観光客が福井県に立ち寄り、滞在してもらうための取組が求められている。こうした状況を踏まえ、福井県の観光資源の魅力向上や観光商品の磨き上げ、観光事業者同士の連携促進を通じて、観光誘客につながる観光地域づくりを推進していく必要がある。

本アカデミーは、観光地域づくりコースおよび観光ビジネス創造コースを設定し、地域の観光振興を担う人材の育成および観光ビジネスの発展を目的とする。

## 2 企画提案書の提出を求める事項

- (1) 企画提案書の提出を求める業務の名称  
令和8年度福井県観光アカデミー企画・募集・運營業務委託
- (2) 企画提案書の提出を求める業務の仕様等  
別添「令和8年度福井県観光アカデミー企画・募集・運營業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに
- (3) 委託契約期間  
契約締結の日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 委託契約金額の上限  
9,350,000円（消費税および地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

この企画提案に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1) 旅行業登録票を有する者であること。
- (2) 福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に規定する競争入札参加資格を有していること。なお、競争入札参加資格を有していない場合においても、福井県に対して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5および福井県財務規則第146条に規定する競争入札参加資格審査に関する申請を提出済みであれば、当該項目について参加資格を有するものとして取扱うこととし、競争入札参加資格審査の結果、資格がないと認められた時点において本件に関する参加資格を喪失するものとする。

※競争入札参加資格審査申請書様式は、福井県会計局会計課のホームページからダウンロードできる。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kaikei/sinsei.html>

- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- (4) 参加資格認定の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

- (5) 参加資格認定の日において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 宗教団体や政治活動を活動の目的としていないこと。
- (7) プロポーザルの企画提案書の提出までに納期が到来する国税および都道府県税を滞納していない者であること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
- イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
- ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
- エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
- オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

#### 4 スケジュール、担当窓口等

##### (1) スケジュール

参加表明書の提出期限	令和8年4月 9日（木） 12時
質問書提出期限	令和8年4月 9日（木） 12時
企画提案書の提出期限	令和8年4月16日（木） 12時
審査会	令和8年4月22日（水）

##### (2) 担当窓口

〒910-0005 福井県福井市大手2丁目4-13 大手合同庁舎2階  
公益社団法人福井県観光連盟 担当：安田  
電話：0776-20-0741  
E-mail：[yasuda@fukuioyado.com](mailto:yasuda@fukuioyado.com)

##### (3) 説明会実施の有無

説明会は実施しない

#### 5 受審資格認定の申請手続等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、受審資格の認定を受けなければならない。

##### (1) 提出書類

参加表明書（様式1）（押印不要）に次の書類を添付し、提出すること。

- ・競争入札参加資格通知書（写）

※ 競争入札参加資格を得ていない場合は「競争入札参加資格審査申請書（物品購入等）」の写しを添付し、資格を得た時点で速やかに提出すること。

- ・ 県税および国税の納税証明書
- ・ 旅行業登録票（写）

(2) 提出期限

令和8年4月9日（木）12時

(3) 提出先および方法

4（2）の担当窓口まで、電子メールまたは郵送にて提出すること。

(4) 受審資格の認定時期および通知方法

受審資格の認定結果は、令和8年4月10日（金）までに電子メールにより申請者あて通知する。

(5) 受審資格の認定を受けられなかった者に対する理由の説明

ア 受審資格の認定を受けられなかった者は、書面によりその理由について説明を求めることができる。この場合においては、令和8年4月13日（月）12時までに、説明を求める旨を記載した書面を4（2）の担当窓口あてに郵送または電子メールにより提出しなければならない（提出期限までの到達が必須。）

イ 説明を求めた者に対して、令和8年4月14日（火）17時までに書面を添えた電子メールにより回答する。

## 6 企画提案書の提出手続

受審資格の認定を受けた者は、次のとおり企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書の提出について（様式2）（押印不要）

②次のア～クの内容を盛り込んだ企画提案書

※ 提出書類はA4判（一部A3判資料折込使用可）とし、様式は任意とする。

ア 企画内容

・ 両コースの目的・趣旨に沿った講義内容、発表会、構成の工夫、独自提案等を含めること。

・ 観光ビジネス創造コースについては、どのような観光客をターゲットとするか、そのターゲットに向けたテーマ設定の考え方とその根拠を具体的に示すこと。

・ 両コースの受講生募集・周知方法（自治体・観光協会・DMO・民間事業者等へのリーチの方法を含む）についても具体的に提案すること。

※提案ポイントを10ページ以内にまとめて提出すること。

イ 想定するカリキュラムおよび事業実施体制

・ 観光地域づくりコースは、自治体職員のみならず民間事業者が積極的に受講したいと思えるカリキュラムの設計・工夫を具体的に示すこと。

ウ 想定する講師の経歴・実績

エ 業務スケジュール

オ 講師との調整、受講生募集方法、連盟との打ち合わせ、実績報告書提出までの業務全体の工程を含めること。

カ 見積書（内訳をできるだけ詳しく記載すること。）

キ 会社の概要（組織内容、取扱業務内容、業務連絡体制）が分かる資料  
例）パンフレット、登記簿謄本等

ク その他関連する提案

(2) 提出部数

8部（電子ファイル（PDF形式）もメールにて一式提出すること）

(3) 提出期限

令和8年4月16日（木）12時（必着）

(4) 提出先および方法

4（2）の担当窓口まで、持参または郵送（簡易書留）により提出すること。

ただし、持参の場合は土曜日、日曜日を除く9時から17時まで（締切日は12時まで。）とし、郵送の場合は、封筒に「福井県観光アカデミー企画・募集・運営業務委託に係る企画提案書在中」と朱書きの上、提出すること。

## 7 質問

企画提案および仕様書に関し質問がある場合は、質問書（様式3）（押印不要）に記載の上、電子メールにより送付すること。

(1) 送付先

4（2）の担当窓口

(2) 受付期限

令和8年4月9日（木）12時

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年4月10日（金）までに電子メールにより行う。

(4) 到達確認

質問書を提出する際は、必ず電話で到達確認を行うこと。

## 8 審査・選定方法および契約方法等

次の手順による。

(1) 提出された企画内容について、企画提案者によるプレゼンテーションを実施する。

開催予定日は令和8年4月22日（水）とするが、日時等の詳細については、5（4）で受審資格の認定を受けたものに対し、別途通知する。

(2) 令和8年度福井県観光アカデミー企画・募集・運営業務委託選定委員会が、企画提案書の内容を審査した上で契約予定者を決定する。なお、評価は次の基準により行い、評価基準の配点等の質問は一切受け付けない。

	項目	詳細
1	企画内容・設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的、趣旨を理解した内容になっているか。</li> <li>・観光地域づくりコースと観光ビジネス創造コース、それぞれの対象者・内容・目標の違いを正しく把握しているか。</li> <li>・各コースに合った受講生の具体的なレベルアップ像や成果につながる内容になっているか。</li> <li>・修了時点での受講生の姿や期待される行動変容・成果物が具体的に示されているか。</li> <li>・受講生募集・周知方法（自治体・観光協会・DMO・民間事業者等へのリーチ方法）が具体的に示されているか。</li> <li>・独自提案が示されているか。</li> </ul>
2	カリキュラムおよび実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各コースのカリキュラムが具体的かつ実現可能な内容となっているか。</li> <li>・観光地域づくりコースにおいて、全回受講を促す工夫や最終回の発表機会の設計が示されているか。</li> <li>・観光ビジネス創造コースにおいて、受講生同士のコンテンツが連携した観光商品の磨き上げや面的な提案につながる講座設計となっているか。</li> <li>・業務を実施する上で適切な実施体制（経験・専門知識・人員配置等）となっているか。</li> </ul>
3	講師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・講師の経歴、実績は適切か。</li> <li>・観光人材育成の講義経験を有しているか。</li> <li>・観光ビジネス創造コース講師は、地域コンテンツを活かした観光商品開発やエージェンター・ランドオペレーターへの販売経験を有しているか。</li> </ul>
4	見積書の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な経費が盛り込まれているか。</li> <li>・項目ごとの額は妥当な範囲か。</li> </ul>

(3) 審査結果は、採用・不採用いずれの場合も書面にて提案者に通知する。

(4) 契約予定者は、連盟と必要な協議が整った後、連盟が指定する期日までに正式な見積書を提出する。

(5) 連盟は、見積書の内容を精査の上、委託契約予定者と随意契約により契約を締結する。

※ 企画提案の内容をもとに実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件等の協議・調整を行い、調整が整った場合に随意契約の手続きを行うものとする。また、契約内容は仕様書および企画提案書に基づいて決定するが、仕様書に変更が生じる可能性があることから、柔軟に対応すること。

## 9 企画提案書の情報公開

企画提案書を提出した者（以下「提案者」という。）の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、また、県民等からの情報公開の請求に応じて、企画提案書その他の関係資料の情報公開を行う場合があることを承知の上で応募すること。

## 10 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書の作成、提出等プロポーザル審査会参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

(3) 2案以上の企画提案をした場合は失格とする。

(4) 提出期限までに企画提案書が到達しなかった場合は、いかなる理由をもっても企画競争に参加できない。

(5) 提出期限後の企画提案書の差し替えおよび再提出は、原則認めない。

(6) 提出された企画提案書は返却しない。

(7) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。また、決定した制作物に関する著作権は連盟に帰属する。

(8) プロポーザル審査会参加者が共同体である場合は、その構成する法人が委託業務の遂行上果たす役割をそれぞれ明らかにするとともに、必ず代表法人が応募手続きを行うこと。

## 11 業務の実施または継続が困難となった場合の措置

- (1) 契約締結後に災害その他の不可抗力等、連盟および受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合は、委託業務が終了したものとみなし、それまでにかかった実費のみを支払うこととする。なお、次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。
- (2) 契約締結後に受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、連盟は契約の取消しができることとする。この場合、連盟に生じた損害は受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。